

## 「生涯学習社会における社会教育関係団体の在り方について」

【A班】木下忠、小山和美、平島明、船越郷子、水上亮

### 社会教育関係団体の判断基準について

平成20年答申における社会教育関係団体の判断基準について、技術の取得や教養を高めたり、生活を充実させたり、地域をよくするために行われる学習・文化、スポーツ等（学習活動、文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動、ボランティア活動）を行うことを主たる目的とし、その活動を、地域文化・スポーツの向上や生活文化の進行、さらには社会福祉の増進につなげ、自主的な運営をする団体としている。しかしながら、近年、市民活動団体、学習グループや趣味特技を活かしたサークル活動等その活動の在り方や目的は様々で、社会教育関係団体として位置付ける判断が難しくなっている。

また、そういった現状の中で申請時等についても、要項にあった形で主とする目的を表現することができるし、それについての判別はできない。

社会教育団体としての位置づけは残していく方向性で、現在21の登録団体がある中、古賀市としては社会教育団体を増やしていきたいのか、それとも制限していきたいのか、うまく古賀市全体に周知できているのか、知る人ぞ知る社会教育団体になっていないだろうか。A班については上記の課題を念頭に置いてそれぞれの視点から課題整理し下記のとおり提案する。

### 1、社会教育団体の活動とは

社会教育団体の活動とはどのような活動のことなのか。

○社会教育団体の活動＝社会貢献活動、連携・協働した取組

#### 【社会貢献活動からの判別】

A、はじめから社会に貢献することを目的として行う直接的な社会貢献

B、特定の趣味活動やサークル活動を行う中で結果的に社会貢献につながる間接的な社会貢献

#### 【連携・協働した取組からの判別】

A、同じ分野ごとの集合体。連合体、ネットワーク組織、連合会等。

B、個々での活動団体

### 2、誰が見ても判断しやすい要項に

多種多様の活動がある中で、それぞれの目的を主とした団体があるが、人員や会計等見える部分は判断できるが、一番の主である活動内容は文章だけでは中身が見えにくい部分が多く、そこで登録の有無を判断するのは難しい。

○目で見ても判断できる仕分け

・活動内容で判別するならばどこを柱とするのか。

#### 【古賀市社会教育関係団体登録要項（登録の基準）第2条】

(4) 他の団体と積極的に連携、交流及び協力し、並びに青少年育成又は社会貢献を行う団体であること。

これが社会教育団体に求める活動内容の柱になる。

### 3、市民全体に周知できているのか

・実際には古賀市内団体がすべて把握してはいない、知っている人が申請しメリットを受けて

いるのが現状

○広報や各団体の例会等で周知をしていく必要がある。

○社会教育とはどういうものか理解した上で登録している団体がどのくらいあるのか。(ただメリットを受ける為だけの登録)

現在個で活動している団体は多数あるが、横の連携が出来ていないのが現状、今は個の時代だと思ふ。しかし、連携・協働した取組、横のつながりを柱としていく上で、ただ、登録を促す説明だけでなく、使途、目的、必要性など、社会教育団体の在り方をしっかり市民団体へ説明し、社会教育団体がどういうものなのかを理解していただく機会をつくる必要がある。

まとめ

現要項の目的に第2条(4)の文言にある「連携、交流、協力、社会貢献を行う団体」を追記する。目的に持ってくることで、社会教育関係団体がどういった団体なのか明確にすることができ、この活動を目的とした団体が前提にあり、その中から第2条で登録基準にあった団体の登録の有無を判別する。

また、目的に社会貢献と謳うに当たり、社会貢献の定義を明記する必要がある。

古賀市社会教育関係団体登録要項 新旧対照表(案)

変更前の条文	変更後の条文
(目的) 第1条 この要綱は、本市において社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条等に規定する社会教育関係団体(以下「団体」という。)の活動を支援するため、団体の登録について必要な事項を定めることにより、社会教育及び生涯学習の進行を図ることを目的とする。	(目的) 第1条 この要綱は、本市において社会教育法(昭和24年法律207号)第10条等に規定する社会教育関係団体(以下「団体」という。)の活動支援を行うため、団体の登録について必要な事項を定めることにより、他団体と積極的に連携、交流及び協力し、青少年育成又は社会貢献を行う団体の活動を充実させ、社会教育及び生涯学習の進行を図ることを目的とする。  (登録の基準) 第2条 団体として登録する基準は、次の各号に掲げるとおりとする。 (4) <del>他の団体と積極的に連携、交流及び協力し、並びに青少年育成又は社会貢献を行う団体であること。</del>  (社会貢献の定義) 第 条 本要項で定める社会貢献とは、はじめから社会に貢献することを目的として行う直接的な活動のことをいう。

生涯学習社会における社会教育関係団体のあり方について  
(古賀市社会教育委員の会議 答申) 案

B 班 (力丸、加藤、永井、橋本、松本)

はじめに

社会教育委員の会議は、平成26年9月9日古賀市教育委員会から「生涯学習社会における社会教育関係団体のあり方について」諮問を受けました。

その際に、具体的審議事項として

- (1) 社会教育関係団体の育成について大切にしたいことについて
  - (2) 社会教育関係団体に対し、行政の支援として望ましいことについて
- の二つが挙げられました。

社会教育委員の会議は、平成26年9月9日、10月16日、11月20日、12月9日と会議を重ね、ここに答申をとりまとめました。

今日、この答申をとりまとめるに当たっては、次の4つの観点から検討しました。

- (1) 少子高齢化の進展、地域の間人関係の希薄化、家庭や地域の教育力の低下など、地域や家庭の現状
- (2) 経済格差による低所得者層、障がい者、高齢者などに配慮すべき社会
- (3) 古賀市第2次生涯学習基本計画による生涯学習の振興状況
- (4) 生涯学習の総合的な活動拠点として、「古賀市生涯学習センター」(仮称)を含む生涯学習推進ゾーンの整備、オープン予定

このような古賀市生涯学習の推進状況を踏まえ、今後の生涯学習社会における社会教育関係団体のあり方について、審議・検討しました。

今後、行政においては本答申で提言したことを着実に実施し、提言した方向に沿って、改善を図っていくことをお願いいたします。

(答申の内容)

## 1 社会教育関係団体の育成について大切にしたいこと

学校教育以外、社会で行われている組織的な公益性・公共性のある活動団体であり、政治的・宗教的・営利的・反社会的でない団体を広義の社会教育関係団体と位置づけます。

さらに、古賀市第2次生涯学習基本計画が実働し、念願であった生涯学習の中核として「(仮称)古賀市生涯学習センター」がオープンすることで生涯学習が活性化することを予想し、以下のことを大切にして、社会教育関係団体の育成を図っていくべきだと考えます。

- (1) 社会貢献を目的とした活動をしていること。
- (2) 人と人とのつながりを大切にして団体間交流を積極的に実践していること。
- (3) 地縁・志縁団体に関わらず活動の目的・主旨を明確にもち、長年に亘り

- 活動を継続し、その学習成果を地域や市民へ還元しようとしていること。
- (4) 現代社会の課題（高齢社会・福祉・人権・環境・国際理解・青少年育成など）を解決するために活動していること。
  - (5) 教育格差・生活格差を解消するために活動していること。
  - (6) 各世代に応じた活動団体を育成すべきである。特に青少年世代（中高生・20代、30代）の参加・人材育成を目的に活動していること。
  - (7) 園・学校との連携を大切にし、園・学校支援・教育支援を積極的に行っていること。

## 2 社会教育関係団体に対し、行政の支援として望ましいこと

社会教育関係団体を育成するための行政の支援として、活動する場の保障、活動する機会の設定、活動団体の広報・啓発・交流などが挙げられますが、特に古賀市の生涯学習振興の現状を踏まえ、以下のような支援が望ましいと考えます。

- (1) 教育格差・生活格差を鑑みて、公共施設の利用に関しては、経済的支援（施設利用料の軽減措置など）をすること。同じく公共施設の用具等の無料貸し出しの実施を継続すること。
- (2) 現代社会の課題を解決するための社会教育のモデル事業（学習プログラム）を行政施策として実施し、そのノウハウを民間へ事業委託することにより団体の育成を図ること。  
（例：貧困世帯対策、中高生など青少年の社会参画・育成対策など）
- (3) 社会教育関係団体の活動を社会貢献・地域創生に生かすため、関係者の研修の機会を設定し、研修の充実・交流を通して人材の育成・団体の育成を図ること。  
（例：古賀市生涯学習笑顔のつどいなど）
- (4) 自主・自立した活動団体を広げていくために広報活動・情報の提供・団体間交流や人材バンクの充実などを積極的に支援していくこと。  
（例：学校支援ボランティア人材バンク、市民活動交流センターなど）
- (5) 障がい者や高齢者などの社会教育施設への送迎にコミュニティバス・タクシーや送迎ボランティアなどの利用を促進する配慮を行うこと。  
（例：コミュニティバスの利用、タクシー券の配布など）
- (6) 現在の社会教育関係団体、公民館減免団体、市民活動団体の3つの分類を精査すること。

# 答申案 (取りまとめ後)

## 生涯学習社会における社会教育関係団体のあり方について (答申)案

答申にあたって

社会教育関係団体については、平成20年度に本会議においてその判断基準を答申している。すなわち、以下のとおりである。

「技術の習得や教養を高めたり、生活を充足させたり、地域をよくするために行われる学習・文化・スポーツ（学習活動、文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動、ボランティア活動）などの社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とし、その活動を、地域文化・スポーツの向上や生活文化の振興、さらには社会福祉の増進につなげ、自主的な運営をする団体」

しかしながら近年、学習グループや趣味特技を活かしたサークル活動、NPO（特定非営利活動）と言われる市民活動など、活動のあり方や目的はさまざまであり、社会教育関係団体として位置づける判断が難しくなっている。

また一方では、社会教育関係団体登録要綱は社会教育施設を使用する際に減免となる対象を明らかにするために設けられた制度であり、本要綱に登録された団体以外にも「社会教育関係団体」に該当する団体は数多く存在する。

このようなことから本答申では、「社会教育関係団体」と「社会教育施設減免対象団体」というふたつの議論を分けて、これからの社会教育関係団体のあり方と、社会教育施設使用に対する減免制度のあり方について、それぞれ答申することとした。

古賀市においては本答申で提言したことを着実に実施し、提言した方向に沿って改善を図っていくことを望む。

### 1 これからの社会教育関係団体のあり方 —特に必要だと考えること—

広義の社会教育関係団体とは、学校教育以外の「社会で行われている組織的な公益性・公共性のある活動を行う団体」であり、政治的・宗教的・営利的・反社会的でない団体を言う。

このような定義は現在においても変わらないが、社会が多様化し社会教育関係団体のあり方も多様化する中で、現代社会における課題や古賀市の生涯学習振興の状況など、具体的には以下に挙げるような観点から、これからの社会教育関係団体に特に必要なことは何か、ということについて議論を重ねた。

- ・少子高齢化の進展、人間関係の希薄化、家庭や地域の教育力の低下など、地域や家庭の現状
- ・低所得者層やマイノリティ（社会的少数者）などの教育の機会・

## 学習権の保障

- ・第2次古賀市生涯学習基本計画による生涯学習の振興状況
- ・生涯学習の総合的な活動拠点としての、(仮称)古賀市生涯学習センターを含む生涯学習推進ゾーンの整備

第2次古賀市生涯学習基本計画が実動し、念願であった生涯学習の総合的な活動拠点として(仮称)古賀市生涯学習センターがオープンし、市民の多様な生涯学習活動が活性化されることを予想すると、これからの社会教育関係団体には特に以下のようなことが必要だと考える。

- (1) 地縁・志縁団体に関わらず活動の目的・主旨を明確に持ち、活動を継続し、その学習成果を地域や市民に還元しようとしていること。
- (2) 団体の活動が開かれており、団体間の交流や連携を積極的に実践していること。
- (3) 園・学校との連携をたいせつにし、園・学校支援・教育支援を積極的に行っていること。
- (4) さまざまな理由で社会と関われなくなっている人たちが、社会と関わっていくことを助ける活動。
- (5) 日常の人と人とのつながりをつくり出す、地域のつながりの拠り所となる活動。
- (6) 青少年世代(中高生・20代～30代)の参加・人材育成を目的とした活動。

また、社会教育関係団体に対する行政の支援として以下のようなことが望まれる。

- (1) 公共施設の使用に際しては、経済的支援(施設使用料の軽減措置など)をすること。同じく公共施設の用具等の無料貸し出しの実施を継続すること。
- (2) 現代社会の課題を解決するための社会教育のモデル事業(学習プログラム)を行政施策として実施し、そのノウハウを民間へ事業委託することにより団体の育成を図ること。  
(例: 貧困世帯対策、中高生など青少年の社会参画・育成対策など)
- (3) 社会教育関係団体の活動を社会貢献・地域づくりに生かすため、関係者の研修の機会を設定し、研修の充実・交流を通して人材の育成・団体の育成を図ること。その際、活動に対する価値付けや社会的承認を与えることは行政のたいせつな役割である。  
(例: 古賀市生涯学習笑顔のつどいなど)
- (4) 自主・自立した活動団体を広げていくために広報活動・情報の提供・団体間交流や人材バンクの充実などを積極的に支援していくこと。

### (3) 内容の確認

- ・「園」=幼稚園?保育所(園)は?

### (1) その他の意見あり

- ・活動の場を提供する、ということは支援のひとつである。新しく建設される「生涯学習センター」は誰もが使用できる施設であり、維持費は(使用料として)皆が負担することが当然である。
- ・市の施設を他が独占しないように、最低のことは定めておかないといけない。

### (2) 内容の確認(反対の意味?)

- ・社会的な課題に対する活動を支援するために、モデル事業の提案を募集してはどうか。例えば「社会的弱者に対する支援事業」などテーマを設定して、モデル事業を提案してもらおう。市民活動が育つ機会を提供することにつながる。

(例：学校支援ボランティア人材バンク、市民活動支援センターなど)

(5) 障がい者や高齢者などの生涯学習施設への送迎にコミュニティバス・タクシーや送迎ボランティアなどの利用を促進する配慮を行うこと。

(例：コミュニティバスの利用、タクシー券の配布など)

## 2 社会教育施設使用に対する減免制度のあり方

現在、社会教育施設使用に対する減免制度として、社会教育関係団体登録制度がある。しかしこれとは別に、中央公民館の使用に対する減免制度として公民館使用料減免団体登録があり、また減免制度ではないが市民活動支援センターの登録制度として市民活動団体等登録がある。登録状況を見ると複数の制度に重複して登録された団体も多く、混乱が生じているのも事実である。

減免制度については現在の状況をいま一度精査し、一本化することが望ましい。その際、留意すべき点は以下のとおりである。

- (1) 減免を適用する団体の条件としては、当該団体の本来の活動目的が社会貢献であるかどうかを重視すべきであり、間接的・結果的に社会貢献につながる活動とは区別すること。
- (2) 減免制度の存在を市民全体に周知し、知っている団体のみが申請し恩恵を受けるといった状況をつくらぬよう配慮すること。
- (3) 複数の登録制度をつくる場合は、制度によって市民の自由な社会貢献活動を分断することのないよう配慮すること。

### (5) 意見として出た？

## 2 その他の意見あり

- ・活動の場を提供する、ということは支援のひとつである。新しく建設される「生涯学習センター」は誰もが使用できる施設であり、維持費は(使用料として)皆が負担することが当然である。
- ・市の施設を他が独占しないように、最低のことは定めておかないといけない。
- ・特定の団体や公共が空調や備品も含め、全額免除されている現状が施設を寡占状態にしているのでは。施設の使用状況をオープンにすること、寡占にならない環境をつくることは、より多くの市民の利用促進につながると思う。